

雇用仲介事業等のあり方に関する検討会におけるヒヤリング資料

(株) マイナビ

転職情報事業本部 サイト運営統括部長 板垣晶仁

◎ 弊社で提供している求人情報サービスについて

人材部門：主に中途、新卒、アルバイト向け求人情報サイトの運営、求人情報誌の発行。

＜中途部門＞ マイナビ転職、マイナビ転職エージェントサーチ

＜新卒部門＞ マイナビ、マイナビ国際派就職、マイナビ看護学生、日本のリーディングカンパニー

＜アルバイト＞ マイナビバイト

＜営業拠点＞ 東京（本社／竹橋、新宿、原宿、京橋、立川）、札幌、盛岡、仙台、郡山、水戸、さいたま、船橋、横浜、新潟、富山、金沢、長野、松本、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、高松、松本、福岡、北九州、熊本、鹿児島

◎ 求人情報提供に当たっての留意点(求人情報受理からサイトや冊子等に掲載するまでの留意点)

ユーザー保護の観点に基づいた、弊社規定の企業審査基準による掲載可否の判断および弊社の規定する原稿表記ガイドラインに則った求人情報の掲載を行っている。

マイナビ広告倫理綱領

当社は広告の持つ社会的役割とその使命感を認識し、広告倫理の向上に努めます。

- I. 広告は真実を伝えるものである。
- II. 広告は読者(ユーザー)の信頼にこたえ、利益に反しないものである。
- III. 広告は関係諸法規に準ずるものである。
- IV. 広告は品位をそこなわず、社会倫理を重んじたものである。

当社は、1973年の創業以来「人と人との結びつきをお手伝いしたい」という理念のもと、企業における採用活動のサポートを行っています。求人広告及び運営媒体の広告については、社会的責任と役割を認識し、読者(ユーザー)保護の立場を貫き、「広告倫理綱領」から逸脱することがないように努めるものとします。

▼営業開始から掲載までの流れ

- ① クライアントデータベースから訪問希望企業を抽出（過去の審査状況を確認）
- ② 該当企業の審査実施（未審査／審査期限切れ企業の場合）
- ③ 広告掲載確認書類を企業から回収→審査部門に提出
- ④ 審査部門の審査→審査結果掲載可能となった企業は⑤に進む
- ⑤ 提案・受注後に求人原稿作成（取材あり／取材なし）
- ⑥ 求人原稿審査
- ⑦ 承認後に掲載開始

▼広告審査の流れ（上記①～④部分）

広告審査に関する運用は、以下の通り行う。

・事前審査のプロセス

①担当営業による審査依頼

- I .クライアントデータベースで過去の審査結果を確認
- II .データベースに審査結果がでないときは事前審査に必須項目を入力し審査を依頼

②審査部門による掲載資格審査

- I .営業から申し出のあった企業の審査を行う
- II .審査に書類や確認書などの提出が必要なときは営業に依頼、提出後に再審査

・掲載資格審査のプロセス

③営業担当

- ・事前審査依頼（広告掲載確認書記入）
- ・状況に応じて必要書類をそろえ審査部門に提出
- ※書類の提出は必ずしも掲載の確約ではない

審査部門：
提出書類確認のうえ「求人広告掲載基準」に則り審査

・掲載資格審査結果の確認

④結果報告

- I .審査結果およびそれに伴う措置は営業担当に報告される
- II .クライアントデータベースにも審査結果反映
- III .担当営業は審査結果（可否、改善点、修正点など）を企業に報告

▼掲載可能な広告とは

・求人広告であること：

キャリアアップ、スキルアップ、資格取得などの講座・教室の生徒募集は読者（ユーザー）利益の観点から掲載可とする場合があるが、原則、ユーザーに費用負担を課す場合は、求人広告とはみなさない。

・労働者以外の募集は原則禁止：

F C加盟店、代理店などの募集は原則できない。業務委託はすでに仕事内容（企業名含む）や業務期間、報酬等の条件が決まっている場合、審査対象（ただし新卒募集媒体では掲載不可）。※マイナビ転職は条件により掲載が可能。

- ・掲載資格審査、原稿内容審査に問題がなく、掲載を許可されていること：
事前審査で広告審査より、掲載の許可を受けた企業。具体的には「掲載可」の報告を受けた企業。
広告掲載確認書を提出していること。また、広告掲載確認書が有効期間であること。
- ・マイナビ（新卒）、マイナビ転職、マイナビバイトのクライアント利用規約に同意し、これを遵守していること：

◎ 求人情報の受理時の留意点

基本的に弊社制作担当が求人企業を取材の上掲載原稿を作成している。

掲載情報・掲載内容の適正化（労働条件、待遇等の原稿内容注意事項）、ユーザー保護の観点から、以下の様にトラブルを防ぐべく注意すべき項目・チェックポイントを挙げている。

- ・社会保険に関して
- ・試用期間の表記
- ・給与の表記と最低賃金の適用
- ・出向・転籍を前提とした募集
- ・内定者、応募者に費用が掛かる募集
- ・業務委託員の募集
- ・モニター募集の注意事項
- ・その他、求人募集における注意事項
- ・ユーザーより掲載内容が実際と異なると指摘された場合
- ・関連法、掲載基準にそぐわない内容であると判断した場合
- ・雇用形態や応募要項がわかりづらく、職業安定法に違反する場合
- ・その他、ユーザーを惑わすようなあいまいな表現を使っている場合

◎ 求人者・応募者からの苦情・相談内容等

- ・問い合わせはサイト上で受け付けている。
- ・「応募先企業から応募後の連絡がない」という内容が最も多く、「年齢や希望と合わないスカウトやメルマガが多い」という内容が続く。
- ・「求人情報の内容が事実と違う」については、別途に問い合わせの項目を設けるほど重要視し、苦情を受け付けている。「仕事内容や待遇などが面接時の説明と異なる」「残業少なめとあったのに実態と異なる」「正社員とあったのに契約社員を打診された」などが主な内容。
- ・受け付けた苦情や相談は、本人の了解を得たあと事実確認を行い、本人へ回答。内容によっては掲載を中止し、次回以降は再審査となる。

◎ その他求人情報提供に当たっての弊社独自の取り組み

- ・求人レコメンドの性能強化（サイト内各所、メールマガジン）
- ・転職 MY コーチサービス（履歴書添削、面接対策、求人紹介についてサイト上で「人」による直接支援サービス）
- ・転職イベント（全国主要都市での合同転職セミナー実施）